

大型特殊自動車に係る償却資産（固定資産税）の申告について

償却資産とは、土地・家屋以外のもので事業の用に用いている資産（構築物・設備・車両・器具・備品など）をいいます。

車両の中では、大型特殊自動車が償却資産（固定資産税）の対象となりますので、所有されている場合には陸運局への登録の有無にかかわらず申告が必要です。

1. 大型特殊自動車とは

下記の表に記載されている要件に該当する車両は『大型特殊自動車』となります。主に建設等のための機械として車輪や無限軌道等をもって陸上を移動することが可能となってはいますが、自動車税の課税客体ではなく償却資産（固定資産税）の対象となります。

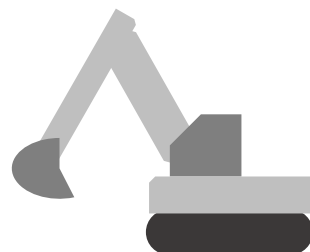
【道路運送車両法施行規則第2条別表第1より抜粋】

種類	自動車の構造等	大型特殊自動車の要件 ※1
建設等用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラー、ロード・ローラー、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシュャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	下記の要件を一つでも満たすもの ①自動車の長さ <u>4.7m</u> を超えるもの ②自動車の幅 <u>1.7m</u> を超えるもの ③自動車の高さ <u>2.8m</u> を超えるもの ④最高速度 <u>15km/h</u> を超えるもの
農耕作業用（乗用）	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ※2	最高速度 <u>35km/h</u> 以上のもの ※車両サイズ・排気量の基準なし
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	左記のものはすべて対象

※1 上記の大型特殊自動車の要件に該当しないものは「小型特殊自動車」となり、公道での走行の有無に関わらず軽自動車税の対象になります。税務課で標識の交付を受けてください。

なお、自動車税及び軽自動車税の対象になる車両は、償却資産（固定資産税）には該当しませんので申告の際はご注意ください。

※2 農耕作業用の乗用でないもの（歩行型農作業機等）で事業用資産の場合は、償却資産（固定資産税）の対象になります。

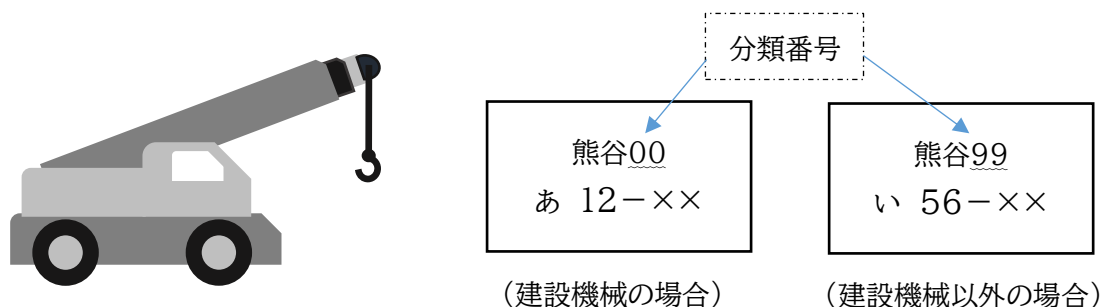


(参考)大型特殊自動車の分類番号

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の分類番号は以下のとおりです。

区分	分類番号
建設機械に該当するもの	0、00～09、000～099
建設機械以外のもの	9、90～99、900～999

【例】ナンバーの表示



2. 申告について

大型特殊自動車などの固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在に所有する資産について、1月31日までに小川町役場税務課へ申告していただきますようお願いいたします。

申告書等の記載にあたっては、『償却資産(固定資産税)申告の手引き』をご覧ください、記載例(3・4ページ)をご参照の上申告書等の作成をお願いいたします。

3. その他・お問合せ等

- 償却資産は、課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、資産の申告は必要となります。
- 償却資産(固定資産税)の課税の対象となるかわからない場合や課税標準額の計算、申告方法などでご不明な点がございましたら、税務課資産税担当までご連絡ください。
- 「申告の手引き」、「償却資産申告書」、「種類別明細書」は小川町ホームページ(固定資産税のページ)よりダウンロードできますので、必要に応じてご利用ください。

小川町ホームページ：<http://www.town.ogawa.saitama.jp/>

[ホーム](#) > [暮らしの情報](#) > [税金・年金・保険](#) > [固定資産税・都市計画税](#) > [固定資産税](#)

償却資産申告書提出先・お問合せ先

小川町役場 税務課 課税グループ 資産税担当
〒355-0392
埼玉県比企郡小川町大字大塚55
TEL 0493-72-1221(内線130)
FAX 0493-74-2920